

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年10月まで
② 昭和45年12月から46年3月まで

市役所の職員から、私たち夫婦の納付月数が足りず、このままでは年金を受給できなくなるかもしれないと言われたので、その時点で未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を2回ぐらいに分けて、市役所で納付した。申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間であり、申立期間②以降について、申立人夫婦は国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号を2回払い出されているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間②に係る申立人夫婦の2回目の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月に連番で払い出されていることが確認でき、申立人はA市役所職員の納付勧奨を受けて国民年金保険料を納付していたと述べていることから、その時点で納付することが可能であった申立期間②の国民年金保険料を納付したとする、申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間①に係る申立人夫婦の最初の国民年金手帳記号番号は昭和39年3月26日に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦はこのころ初めて国民年金の加入手続をしたものと考えられるが、この時点で、申立期間①のうち36年4月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付できない上、国民年金保険料の納付状況等

についての申立人の記憶も定かではない。

また、申立人夫婦が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年10月まで
② 昭和45年12月から46年3月まで

市役所の職員から、私たち夫婦の納付月数が足りず、このままでは年金を受給できなくなるかもしれないと言われたので、その時点で未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を2回ぐらいに分けて、夫が市役所で納付した。申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間であり、申立期間②以降について、申立人夫婦は国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号を2回払い出されているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間②に係る申立人夫婦の2回目の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月に連番で払い出されていることが確認でき、申立人の夫は、A市役所職員の納付勧奨を受けて国民年金保険料を納付していたと述べていることから、その時点で納付することが可能であった申立期間②の国民年金保険料を納付したとする、申立人の夫の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間①に係る申立人夫婦の最初の国民年金手帳記号番号は昭和39年3月26日に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦はこのころ初めて国民年金の加入手続をしたものと考えられるが、この時点で、申立期間①のうち36年4月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付できない上、国民年金保険料の納付状況等

についての申立人の夫の記憶も定かではない。

また、申立人夫婦が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月20日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月30日から50年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年11月から47年9月までの期間は10万円、同年10月から49年9月までの期間は13万4,000円、同年10月から50年1月までの期間は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月20日から同年7月1日まで
② 昭和46年11月30日から50年2月1日まで

厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入した記録が無いとの回答であった。

申立期間①については、個人経営のC社からA社に昭和45年4月20日付けで転籍したが、申立期間①の期間の記録が空白となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、A社における厚生年金保険の加入記録が昭和45年7月1日から46年11月30日までとなっているが、私は同年9月ごろから50年2月までD社に出向していた間もA社に在籍しており、新規事業を立ち上げるため一緒に出向していた部下には加入記録があるので、調べて

ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の厚生年金保険被保険者記録並びに事業主及び複数の同僚の記憶により、申立人は、昭和45年4月20日からA社に勤務し（C社からA社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る住民票によれば、申立人は、昭和44年1月26日にA社E工場のあるF市に転入したことが確認できることから、申立期間①当時、申立人は同社に勤務していたことが認められ、申立人の同社における資格取得日は、C社における資格喪失日と同日の45年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、同僚から提出された昭和48年9月の社員旅行で撮影されたとみられる写真並びに事業主及び複数の同僚の記憶により、申立人は、正社員として継続してA社に勤務していたものと認められる。

また、A社の事業主は、正社員はすべて厚生年金保険に加入させていたとしており、申立期間②のうち申立人がD社に出向していた昭和49年9月ごろから申立人が退職した日と主張する50年1月31日までの期間についても、給与から厚生年金保険料を控除していたとしている上、申立人と共に出向していた部下は、当該期間についてもA社における被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の記憶と社会保険事務所の記録から、昭和46年11月から47年9月までの期間は10万円、同年10月から49年9月までの期間は13万4,000円、同年10月から50年1月までの期間は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主

による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和46年11月30日を厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月から50年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から34年2月16日まで
② 昭和34年6月21日から同年8月14日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いが、昭和33年4月10日から34年11月26日までA社B工場に臨時工として勤務しており、途中で退職した記憶が無いので、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和33年4月10日から34年11月26日までA社B工場に臨時工として継続して勤務したと述べているところ、申立期間当時の総務経理担当者は、「電力が不足する時期は、工場内での雇用が安定しないため臨時工は退職させていた。退職の時は失業保険の手続きを行い、再度採用する時は、社会保険に加入させていた。」と述べている上、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚も、「電気供給によって仕事が左右され、臨時工は入退社を繰り返していた。」と述べており、事実、社会保険事務所が保管する同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、多数の従業員について、申立人同様、被保険者資格の取得喪失を繰り返している記録となっていることが確認できる。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A社B工場は昭和54年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社同工場の後継会社であるC社に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。